

湖南省地域包括支援センター運営方針

I. 方針策定の趣旨

この運営方針は、湖南省地域包括支援センター（以下「センター」という。）が包括的支援事業等を実施するにあたって、センターの運営上の基本的な考え方や理念を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II. センター等の意義、目的

湖南省は、第8期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の基本理念である「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の実現に向けて、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化、推進を目指すため、中心としての役割を果たす機関としてセンターを設置します。センターの設置責任主体は湖南省（以下「市」という。）であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、地域の関係機関との連携体制の構築等の重点的な取組みについて、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めるとともに、センターの運営に適切に関与するものとします。

また、市が設置する湖南省地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

III. 運営上の基本的考え方や理念

1 「公益性」の視点

センターは、市の介護、福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。センターの運営が適切に行われているかを常に把握するとともに、適切な運営についての評価を、市が行います。

2 「地域性」の視点

センターは、市民が自立した生活を最期まで送ることができるように、必要な保健、医療、福祉、介護サービス等と連携し、すべての世代で支え、支えられるまちづくりを進めるため、担当する生活圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。また、運営協議会、地域ケア会議、その他、地域で行われている活動等を通じて、市民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 「協働性」の視点（チームアプローチ）

センターの保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）の専門職が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念、方針を理解した上で、

連携、協働の体制を構築します。また、地域の保健、医療、福祉、介護の専門職、民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会、区・自治会、ボランティア等関係者と連携を図り活動します。

IV. 業務推進の方針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題、重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。事業計画は、センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定し、その内容について運営協議会において審議し承認を行います。

(2) 生活圏域と窓口機能

センターは、市直営で1カ所設置します。また、センターの業務を効果的に推進するため、市民の身近な生活圏域を考慮し、中学校区ごとの市内4か所に地域包括支援センター支所を開設し、市民からの相談に対し、より迅速な対応を行います。

(3) 職員の体制

センターの運営および人員については、市が定める例規等（湖南省地域包括支援センター運営規程（平成18年湖南省訓令第10号）および、湖南省地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年湖南省条例第4号））に従うものとします。

(4) 人材育成、自己研鑽

職員は、相談やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得に努めます。会議や研修等に積極的に参加し、職員個人が自己研鑽を積むだけでなく、各職員が学んだ知識、技術については、職員間で伝達する等人材育成のためのシステムを構築し、センター全体の資質向上に努めます。また、職員の研修機会を公平にし、人材育成に努めるとともに、職員のメンタルヘルスに留意します。

(5) 行政機関等との連携

センターは、支援困難ケース等にも迅速に対応できるよう、市の関係部署や社会福祉協議会等と日常的に連携を図ります。

(6) 個人情報の保護

湖南省個人情報保護条例（平成16年湖南省条例第11号）を遵守し、センターが有する高齢者等の情報について、目的外使用、改ざん、漏洩することのないよう、情報管理を徹底します。

(7) 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合、その内容および対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを検討するとともに、速やかに市に報告します。

(8) 広報活動

センターの業務を適切に実施するため、また市民に対して業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行う等、市民および関係者へ積極的に広報します。

2 総合相談支援業務

(1)実態把握

窓口や電話等での相談をはじめ、市民からの連絡、地域の通いの場（サロン、いきいき百歳体操、介護予防教室等）の参加状況の把握、独居または高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問等を行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭状況等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予防事業につなげる等、早期対応できるように取り組みます。

(2)総合相談支援

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。

(3)地域支援ネットワークの構築

担当する生活圏域の民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会、区・自治会等関係者が情報、相談を寄せやすい、身近なセンターとなるよう信頼関係の構築に努めます。

3 権利擁護業務

(1)基本姿勢

複数の問題を抱えながら生活する高齢者の権利侵害を見落とさないよう甲賀圏域権利擁護支援推進計画（成年後見制度利用促進基本計画）に基づく甲賀・湖南成年後見センターぱんじー（以下、「中核機関」という。）および他機関と連携し専門性に基づいた支援を行います。

(2)高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第17条に規定する事務の委託を受け、市が作成する「湖南市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき中核機関等の関係機関の助言および支援を受けながら、市と協働し適切な対応を行います。介護支援専門員、民生委員・児童委員、医療機関等の関係者からの虐待に関する相談は、市と情報共有を図り早期発見に努めます。対応に関して、市が開催する会議等に参加します。また、終結に向けて、市と役割を分担し被虐待者および養護者等への支援を行います。

(3)高齢者虐待の未然防止

高齢者の権利侵害の未然防止および早期対応を進めるため、保健、医療、福祉、介護関係者や多くの市民に啓発を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。

(4)成年後見制度等の利用促進

制度の啓発および認知症等により判断能力の低下が見られる人も含め、誰もが成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を利用できるように、中核機関および他機関と連携し支援を行います。

(5)消費者被害の防止

消費生活センター、警察、地域団体、関係機関等との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設、在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を構築します。

(2) 介護支援専門員の支援

地域の介護支援専門員に対し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、湖南省市居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、情報提供や事例検討、研修等を行い介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに、介護支援専門員が円滑に業務を実施できるよう、介護支援専門員を含む多職種協働のネットワーク構築に努めます。

(3) 支援困難事例等への指導、助言

介護支援専門員が抱える困難事例等について多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援に努めます。

5 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

ケアマネジメントの実施については、一般介護予防事業をはじめとする様々な社会資源を積極的に活用し、地域の中で生きがいや役割を持ち自立支援につながるように支援します。また、介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防、生活支援サービス事業対象者がどのような生活をしたかという具体的な日常生活上の目標を明確に要介護状態となることの予防や自立した生活をおくれるよう支援します。なお、居宅介護支援事業所に委託している要支援認定者等のケアマネジメントについては、介護支援専門員からの報告、相談を受けながら、介護支援専門員の作成したプランを基にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行います。

6 地域ケア会議

個別の困難事例や生活圏域の課題等を解決することを目的に、以下の地域ケア会議を開催します。

(1) 個別地域ケア会議

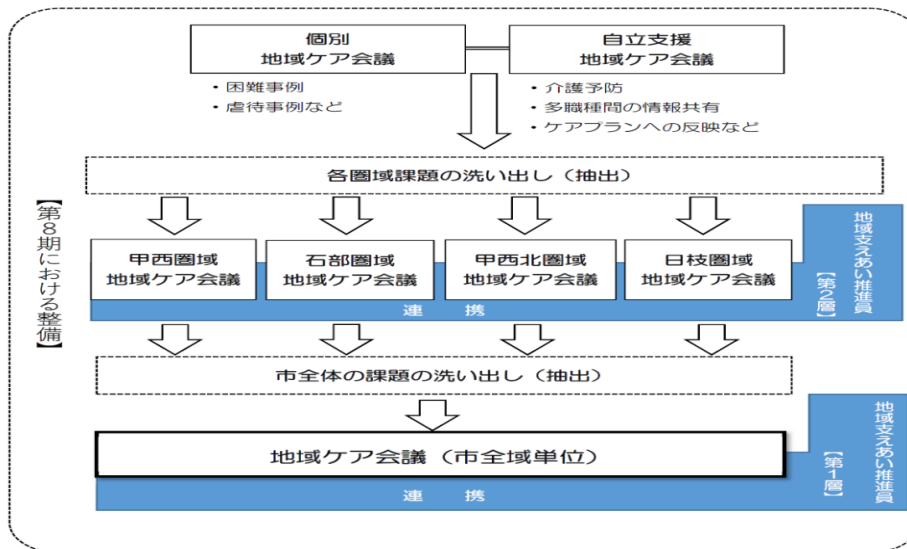
困難事例の検討を通じて、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、関係者や地域の支援者が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として開催します。

(2) 自立支援型地域ケア会議

困難事例について、様々な専門職による自立支援に資するケアマネジメントについての助言を得る場として開催します。

(3) 生活圏域地域ケア会議

個別地域ケア会議や総合相談の内容から各生活圏域における地域課題を整理し、市民や地域の関係者、地域の介護に関連する事業所等と課題を共有し、地域で解決に結びつくような取組みを協議する場として開催します。



7 在宅医療・介護連携事業における啓発事業等

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市民への在宅医療、介護に関する意識の醸成や医療機関と介護事業所等の連携強化を図ります。

(1) 市民への啓発

在宅ケアおよび看取りに関する市民向け研修等を通じて、在宅医療、介護サービス等についての啓発を行います。

(2) 関係機関との連携

市の主催する多職種による事例検討会や研修会に参加し、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護連携における課題解決に努め適切な支援につなげます。

8 生活支援体制整備事業との連携・協力

市民に身近な存在であるセンターが中心となって、社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく取組みを行います。

(1) 地域資源等の情報共有

総合相談や地域ケア会議等において把握した地域資源や地域課題について、地域支えあい推進員と情報の共有を図ります。

(2) 地域支えあい推進会議（協議体）への協力

地域支えあい推進員が進める支えあい推進会議（協議体）に参画し、地域活動の支援を行います。

9 認知症施策推進業務

センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人が住み慣れた地域で安心して

暮らし続けられるために以下のとおり市民主体の地域づくりの活動をします。

(1) 認知症初期集中支援チーム員活動

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するため、より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、市が設置する認知症初期集中支援チームを活用しチーム員として活動します。多職種と連携して、認知症の人の行動・心理症状に対するアセスメント、本人・家族への具体的な対応方法等、日常生活を支える支援を認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員と連携して行います。

(2) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族を対象とした相談業務等を行う認知症地域支援推進員をセンターに配置します。認知症の進行状況にあわせ、適切なサービスが提供されるようセンターの周知を行い、相談に対しては認知症地域支援推進員を中心として関係職員が協力して必要な支援を行います。

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するために、かかりつけ医等の関係機関との連携、協力体制構築のための取組みを行います。地域密着型サービス事業所等と協働し、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り相談できる場所づくり（認知症カフェや相談会等）の支援を行い、介護負担を軽減し在宅介護を継続できるよう取組みを行います。

(3) 認知症の正しい理解に関する普及啓発

市民や関係機関等が認知症の人や家族を地域の中で支え、見守る体制を構築するために、学校や職域を中心に認知症に対する正しい知識の普及を行います。また、認知症キャラバンメイトと連携、協力し、認知症サポーター養成講座を活用した取組みを行います。認知症の人やその家族が認知症の状態に応じて必要なサービス等を選択でき、今後の見通しが持てることにより、不安や介護負担の軽減が図れるよう、既存の認知症ケアパスの改訂を行います。

V. 感染症、災害時等への対策

1 感染症対策、災害時等に関する情報収集

感染症や災害が発生した場合であっても、市民に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より医療機関、保健所、介護保険サービス事業所等と連携しながら業務継続に向けた取り組みの推進を図ります。また、国・県・市、関係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努めます。

2 業務継続に必要な感染予防策の徹底

職員は、日々の健康管理に努め業務継続に向けて各種感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事します。

3 市民への情報提供

高齢者自身が、平時から感染予防対策に努め健康管理を心掛けるように、センターが自ら収集した情報や市から提供された情報等を積極的に市民へ提供します。